

平成15年 第6回 9月(定例)中間市議会会議録(第4日)

平成15年9月30日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成15年9月30日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成14年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成14年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成14年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成14年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成14年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成14年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第 10 認定第 10 号 平成14年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1~第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 第33号議案 平成15年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 12 第34号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第 13 第35号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 14 第36号議案 平成15年度中間市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 15 第37号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(日程第11~第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 第40号議案 中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

- (日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を求める意見
第15号書
(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第18 意見書案 青年の雇用拡大を求める意見書
第16号
(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第19 意見書案 安心して暮らせる年金改革を求める意見書
第17号
(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第20 意見書案 携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書
第18号
(日程第20 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第21 意見書案 犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書
第19号
(日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第22 意見書案 政府税制調査会の答申に関する意見書
第20号
(日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第23 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 山本 貴雅君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 杉原 茂雄君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君

21番 井上 太一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陸君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	教育部長	工藤 輝久君
建設部長	行徳 幸弘君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	中村 忠雄君
合併問題対策室長			村田 育男君
総務課長	鳥井 政昭君	企画財政課長	牧野 修二君
秘書課長	白尾 啓介君	下水道課長	佐藤 満洋君
健康増進課長	中尾三千雄君	介護保険課長	是永 勝敏君
人権推進課長	中村 次春君		
明るい街づくり推進室長			千々和秀隆君
市立病院課長	藤井 紀生君	営業課長	矢野 卓雄君

事務局出席職員職氏名

局長 岡部 数敏君	次長 渡辺 恭男君
書記 赤木 良一君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

この際、次の日程に入ります前に、本日開催されました行財政を見直し、抜本的な改革に関する調査推進特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告をいたします。

委員長に香川実君が、副委員長に岩崎悟君がそれぞれ当選されました。

日程第1．認定第1号

日程第2．認定第2号

日程第3．認定第3号

日程第4．認定第4号

日程第5．認定第5号

日程第6．認定第6号

日程第7．認定第7号

日程第8．認定第8号

日程第9．認定第9号

日程第10．認定第10号

議長（杉原 茂雄君）

これより、日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの平成14年度決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号平成14年度中間市一般会計歳入歳出決算認定のうち総務文教委員会に付託されました所管部分並びに認定第7号平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計では6億円の黒字で、単年度収支におきましても3,700万円の黒字となっております。これは、歳入で、自主財源の柱である市税収入は、個人市民税の減少により市税全体においても減収となりましたが、歳出では、人件費等の義務的経費は前年比で増加したものの、投資的経費及び積立金等が減少したことが主な要因であります。

しかしながら、低迷する景気は依然として厳しい状況であり、今後も歳入の伸びは期待できず、市税等は自主財源の根幹をなすものであり、負担の公平性や財源の確保を図る上

でも、収納率の向上に特段の努力を行う必要があるといえます。

当委員会所管の一般会計の歳出から申し上げますと、人件費や物件費を中心とした経常的経費が主なものです。経常経費以外では、各会計への繰り出し金15億1,900万円、基金への積立金2億1,800万円が主なものであります。

平成14年度の主な事業としましては、「なかまえがおい（愛）ねっと事業」を行い、本市の各公共施設パソコンをネットワークで結び双方向の通信を可能とし、一般家庭からもインターネットを介して情報が得られるようになるなど行政情報の共有化を図っております。

また、14年1月に契約課が発足し、14年度から本格的に公共工事等の契約の効率化、公平化を図りました。さらに、10月には合併問題対策室が発足し、近隣市町との行政比較を中心とした合併問題検討資料の作成及びパンフレット等を通じて住民への情報提供を行っております。

次に、消防関係では、防災まちづくり事業として、広域的な大規模災害発生時に消火栓が広範囲に使用不能となることを想定し、計画的に市内要所への防火水槽を設置しており、14年度は、中間4丁目児童公園内及び県道拡幅工事に伴い、県の補償費により岩瀬地区内に防火水槽を設置しました。また、経年劣化していた消防署及び消防団の消防ポンプ車を各1台ずつ購入しております。

救急業務においては、高度化の推進を図るために、本市では6人目となる救急救命士の養成を行っております。

教育関係では、年次的に行っておりました小中学校の校舎外壁工事が、本年度の西小学校の工事で終わり、すべての小中学校の外壁工事が一巡いたしました。さらに、各小中学校での施設の改修・補修を行い、児童・生徒の安全確保を図りました。

また、北海道での「きらきらなかまっ子」自然体験学習事業、オーストラリアでの「フレンドリーなかま」国際交流事業、「総合的な学習の時間」推進事業等が本年度も生き生き教育特別推進事業として行われております。

審査の中で、委員から、児童生徒支援加配教員が配置されたことによる効果について質疑があり執行部から、不登校生徒・児童への対応については、中学校では専任補導があり直接の対応はできるが、小学校は学級担任制なので対応が難しい状況であったが、加配教員が配置されたことにより不登校児童等への対応ができるようになりました。

また、適用指導教室での学習指導や進路指導にも活用を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、歳入の主なものを申し上げます。地方交付税では、普通交付税が50億3,000万円、特別交付税が9億3,900万円の収入で、対前年度比4.9%の減額となっております。

また、市税では、先ほど述べましたように前年度に比べ4,700万円の減収となって

おります。その主なものは個人市民税の減収によるものです。利子割交付金は5,300万円で、高金利時代の郵便貯金等の満期が12年度から13年度に集中したことにより、14年度は大幅な減収となっております。

討論において委員からは、同和行政の法が切れて1年以上たつ中で、県が行っているからという理由で同和教育が継続して行われている14年度の決算には反対しますとの意見がっております。

最後に、平成14年中間市公共用地先行取得特別会計について申し上げます。平成14年度も新たな公共用地の先行取得は行われておらず、歳入歳出ともにゼロ円となっております。

以上の審査の後採決いたしましたところ、一般会計は賛成多数で、公共用地先行取得特別会計につきましては全員の賛成で、いずれも認定すべきものと決しました。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号平成14年度中間市一般会計歳入歳出決算のうち民生経済委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号特別会計国民健康保険事業、認定第3号住宅新築資金等特別会計、認定第6号老人保健特別会計、認定第8号介護保険事業特別会計、認定第10号病院事業会計の各歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、一般会計決算について、その概要を申し上げます。

社会福祉費、児童福祉費、生活保護費を合わせた3款民生費の歳出決算額は64億700万円で、一般会計歳出総額の37.7%を占め、前年度に比べ2億2,700万円の増加となっております。

これらの内訳について、社会福祉費23億9,600万円の主なものは、職員人件費3億1,000万円、国民健康保険会計繰出金3億700万円、老人保健会計繰出金3億3,800万円、介護保険会計繰出金3億9,200万円、地域総合福祉会館費5,500万円、各種入所措置費等の扶助費6億7,200万円であります。

前年度より6,200万円増加した主な要因は、国民健康保険、老人保健、介護保険会計への繰出金5,100万円が増加したことによるものでございます。

児童福祉費14億8,700万円の主なものは、職員人件費3億2,700万円、児童措置費8億円、人件費を除く児童福祉施設費1億6,900万円などで、前年度より増加したのは職員人件費1,000万円減少したものの、保育所新設工事設計業務委託等の委託料3,600万円、児童扶養手当の支給が市に移譲されたことによる児童措置費1億

4,200万円が増加したことなどによるものでございます。

生活保護費25億2,300万円の主なものは、職員人件費1億5,200万円と扶助費23億6,100万円であります。この扶助費の内訳の主なものは、医療扶助費13億5,600万円、生活扶助費7億9,500万円、住宅扶助費1億6,000万円となっています。

なお、被保護世帯数912世帯、人員数1,453人で、前年度より世帯数で27世帯増加、人員で30人増加しています。

委員から、隣保館内の運動団体の事務所移転について改善されたのか、また、人権センターはいつできるのかとの質疑に対して、執行部から、人権センターが建設された時点で事務所は移転することになっており、また、人権センターの建設については、県と相談しながら検討をしていますとの答弁がありました。

このことに関して委員から、運動団体が隣保館内に事務所を置いていることについていまだ改善されていない。早急に是正するようにとの意見がっております。

総務費の戸籍住民基本台帳費1億8,600万円の主なものは、職員人件費1億8,900万円と、委託料及び機器のリース料などの事務費4,600万円が主なものです。

続いて、保健衛生費、清掃費を合わせた4款衛生費の歳出決算額は13億1,400万円で、歳出総額の7.7%を占め、前年度に比べ200万円の減少となっております。これらの内訳について、保健衛生費3億9,000万円の主なものは、職員人件費7,600万円、病院事業会計繰出金1億4,700万円、合併処理浄化槽施設等補助金1,200万円、健康診査等の各種検診委託料8,000万円となっております。

委員から、法が失効し国の同和対策事業が終了している以上、同和地区保健対策など県費補助の同和事業についても廃止すべきであるとの意見がっております。

清掃費9億2,300万円の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等負担金8億9,000万円であります。前年度より1,000万円減少したのは、JR中間駅前市民トイレ新築工事730万円増加したものの、環境美化推進員廃止のための報償費350万円と、遠賀・中間地域広域行政事務組合に対する負担金1,500万円が減少したためによるものです。

続いて、6款農林水産業費の歳出決算額は8,900万円で、歳出総額の0.5%を占め、前年度に比べ5億8,400万円の減少となっております。この大幅減少の要因は、かんがい用水施設維持管理基金積立金5億6,200万円と、吉原川護岸整備工事等の工事請負費1,900万円の減少によるものです。

歳出の主なものは、農地費のうち農村環境整備事業による農道整備工事費等の工事請負費1,800万円や、農業振興費のうち集団営農用機械整備事業等補助金870万円などとなっております。

続いて、7款商工費の歳出決算額は2億4,700万円で、歳出総額の1.5%を占め、

前年度に比べ7,900万円の増加となっております。この増加の主なものは、鞍手・宮田工事用水道対策貸付金等の貸付金1億6,400万円であります。歳出の主なものは、職員人件費3,200万円、中間商工会議所補助金、筑前中間川まつりなどの補助金1,800万円などとなっております。

なお、14年度の消費生活相談件数は338件となっております。

次に、特別会計についてご報告いたします。

最初に、国民健康保険事業につきましては、歳入決算額40億200万円、歳出決算額43億6,400万円で、歳入歳出差引歳入不足額3億6,100万円となっております。前年度より歳入で1億2,600万円の減少、歳出では3,900万円の増加となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税12億9,600万円、国庫支出金16億6,900万円、療養給付費交付金6億7,600万円、繰入金3億700万円となっております。このうち保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が91.6%で、収入未済額が1億1,500万円、滞納繰越分の徴収率が6.2%で、収入未済額が4億7,500万円、合計で5億9,000万円の収入未済額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費23億6,800万円で、総事業費の54%、老人保健拠出金15億800万円で総事業費の34%などが主なものでございます。

また、14年度の加入者数とその割合は、市の人口4万8,658人に対し被保険者数1万9,092人で39.2%を占め、前年度より677人、率にして3.7%の増加となっております。また、全世帯数1万9,371戸に対し1万321戸が加入し、その割合は53.2%となっております。また、国民健康保険被保険者数1万9,092人のうち老人保健対象者数は6,378人で、被保険者数の33.4%を占めております。

なお、資格証明書の交付件数は256件となっております。

委員から、滞納が多過ぎるが、徴収体制を整えても払えない人は払えない。医療費の支出を抑えるべきであり、そのためには予防医療の充実が必要と考えるとの意見がっております。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入決算額3,000万円、歳出決算額5億5,400万円で、歳入歳出差引歳入不足額5億2,300万円となっております。

なお、貸し付けについては、昭和41年から昭和61年までに488人に対し740件の貸し出しが行われております。また、貸付総額については、元金で14億7,900万円、貸付利子3億1,200万円で、14年度末における貸付金元利未償還金は5億6,700万円となっております。貸付金の償還率は、現年度分40.9%、滞納繰越分1.2%で、全体では3.9%と前年度より0.2%の低下となっております。

委員から、利息だけでも減らすよう国へ要求できないかとの質疑に対し、執行部から、市長会を通して国へ要望しておりますとの答弁がっております。また、委員から、条例

に基づかない行政のずさんな貸し出しであるとの意見が出ております。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入決算額 6 億 1 億 4,700 万円、歳出決算額 6 億 1 億 7,300 万円で、歳入歳出差引 2,600 万円の赤字となっております。歳入の主なものは、支払い基金交付金 4 億 1 億 6,500 万円、国庫支出金 1 億 2 億 4,400 万円、県支出金 3 億 1,400 万円、繰入金 3 億 3,800 万円となっております。

歳出の主なものは、医療諸費 6 億 1 億 4,800 万円で歳出の 99.6% を占めております。この内訳の総医療費 6 億 1 億 2,600 万円は、13 年度に比べますと 1 億 600 万円の減少となっております。この理由としては、医療費受給者数は前年度に比べ延べ人数で 3,336 人増加したものの、14 年 10 月の老人保健法改正に伴い費用負担割合の変更により減少したものでございます。

市内の 70 歳以上の高齢者人口は年度末で 8,014 人で、そのうち 7,518 人が老人医療費受給者で、加入率は 93.8% であり、市の人口 4 万 8,658 人に占める加入者の比率は 15.5% となっております。また、一人当たりの医療費給付額は年間 7 万 9 万 1,000 円となっており、対前年費で 4 万 4,000 円の減、率にして 5.3% の減となっております。

委員から、予防医療、早期発見、早期治療などの政策が医療費を下げ個人負担を下げる、こういった政策が見られないとの意見がっております。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、歳入決算額 2 億 3 億 8,000 万円、歳出決算額 2 億 7,300 万円で、歳入歳出差引額 700 万円となっております。

収入済み額の主なものは、介護保険料 3 億 9,200 万円、国庫支出金 5 億 5,600 万円、支払い基金交付金 7 億 2,700 万円、県支出金 2 億 8,100 万円、繰入金 3 億 9,200 万円となっております。前年度より増加した主な要因は、繰越金で 3,300 万円減少したものの、介護保険料で 1 億 400 万円、支払い基金交付金で 7,200 万円、一般会計繰入金で 1,800 万円増加したことによるものでございます。

介護保険事業の支出の主なものは、保険給付費 2 億 2,100 万円で、支出の 93% を占めています。前年度より介護サービス等の保険給付費が 2 億 3,700 万円増加していますが、これは、要介護認定者数の伸びや、制度の周知による介護サービスの利用がふえたことによるものと考えられます。

高齢者数の状況を説明しますと、65 歳以上の高齢者数は、本年 3 月末で 1 万 1,452 人で高齢化率 23.5% となっており、前年度よりも 413 人、高齢化率で 0.9% の増加となっております。また、75 歳以上の後期高齢者数は 4,961 人で、後期高齢化率 10.2% となっており、前年度より 352 人、0.7% の増加となっております。

要支援、要介護認定の状況については、まず、認定者数 1,678 人のうち要支援 455 人で 27.1%、要介護度 1、491 人で 29.3%、要介護度 2、322 人で

19.2%、要介護度3、153人で9.1%、要介護度4、118人で7.0%、要介護度5、139人で8.3%となっており、合計1,678人は、前年度より244名、17%の増加となっております。

また、施設入所の状況は、合計で302人で、その内訳は、特別養護老人ホーム102人、老人保健施設150人、医療型病床群50人となっており、前年度より9名の増加となっております。

委員から、高齢者人口がふえる中、介護を必要とする方々に対して適切なサービス、供給体制、基盤整備を進めてほしいとの要望や、保険料、利用料の減免制度を設けるべきであるなどの意見がっております。

最後に、病院事業会計について消費税を除いて説明しますと、まず、病院事業収益23億5,400万円の主なものは、医業収益のうち入院と外来を合わせた料金収入で21億9,100万円、医業外収益のうち他会計負担金及び補助金等7,900万円であります。

病院事業費用23億5,100万円の主なものは、給与費11億1,200万円、材料費8億3,400万円のうち、薬品費は5億9,700万円、診療材料費は2億800万円、経費2億4,500万円、また、医業外費用の主なものは、支払い利息、雑損失など9,400万円であります。

その結果、14年度決算額は、特別損失を差し引いた300万円の純利益を生じております。これに、前年度繰越欠損金4億7,100万円と差し引きますと、4億6,800万円の当年度未処理欠損金となっております。

収支比率をしてみると、14年度の医業収支比率は100.4%で、前年度比5.5ポイント、経常収支比率は100.1%で、前年度比4.9ポイント、総収支比率は100.1%で前年度比4.7ポイントそれぞれ低下しています。13年度の収益と比較しますと、入院収益で1,000万円、外来収益で6,200万円減少しておりますが、その要因は、診療報酬の引き下げ及び患者数の減少によるものです。

医業費用については、給与費の医業収益に対する割合は49.2%で、前年度に比べ2.8ポイント上昇しています。また、14年度の入院延べ患者数は4万2,570人で、入院診療日数365日として1日平均116.6人、病床利用率は95.6%となっており、前年度と比べますと、入院延べ患者数で1,359人の減少となっております。

外来患者数では、14年度10万7,715人で、前年度より1,119人の減少、外来診療日数269日として1日平均397人となっており、患者数全体では2,478人の減少となっております。

具体的には、入院患者数の減少については、外科、耳鼻咽喉科、人工透析センターの3診療科目で1,336人が増加したものの、内科、整形外科、泌尿器科の3診療科目で2,695人減少したことによるもので、また、外来での減少は、外科、耳鼻咽喉科、泌

尿器科、人工透析センターの4診療科目で2,589人増加したものの、内科と整形外科で3,708人減少したことによるものでございます。

委員から、患者数の減少の要因について質疑があり、執行部から、昨年の医療制度の改正に伴い、今まで重複診療が20%程度あったものが、自己負担がふえることで、それが抑制された分の減少と考えますとの答弁がありました。

次に、患者一人1日当たりの収益の状況は、医業収益は1万5,059円、医業費用は1万4,993円となっており、差し引き66円の利益となっており、前年度の利益額847円と比較すると、781円の減益となっています。さらに、医業収益を入院及び外来別に見ると、患者一人1日当たりの入院収益は694円増加して2万9,773円となり、外来収益は481円減少して8,577円となっています。

なお、市立病院に従事する14年度末現在の全職員数は152.2人で、前年度に比べ3.5人の増員となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入の主なものは、市の一般会計からの負担金6,700万円、支出の主なものは、建設改良費の固定資産購入費400万円、企業債償還金1億100万円で、差し引き3,800万円の不足を生じています。

なお、この不足については、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で全額補てんされています。

委員から、患者数の減少については、大学の派遣医師によることから医師が交代するために患者数が減少することも考えられる。市民の健康を守る中核となる病院として、市専属の医師を配置すべきである。また、医薬品の使用については、薬価が半分で済む後発品を積極的に使用すべきで、そのことが医療費の抑制につながるなどの意見や、公開講座について、市民に身近な講座を実施してほしいなどの意見がっております。以上が、当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計のうち、民生経済委員会に付託された所管部分、特別会計国民健康保険事業、住宅新築資金等特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計の各決算について、いずれも賛成多数で認定すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号、認定第4号、認定第5号及び認定第9号、平成14年度決算認定4件につきまして建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出決算から主なものを申し上げます。

総務費の財産管理費では、垣生の社会福祉センターの解体工事費や、土地開発公社が先行取得していた保有土地を買い戻すための公有財産購入費が主なもので、9件7,269平方メートルの買い戻しと、街路事業の代がえ用地として1件687平方メートルの用地を購入いたしております。

交通安全対策費では、太賀3号線道路反射鏡設置工事など市内各所の区画線及び防護さく等10件の設置工事が行われ、車や歩行者の交差点での事故防止と通交の安全性が図られております。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、14年度は31基の補助を行っております。

労働費の特定地域開発就労事業費では、団地内道路の老朽化に伴って、七重団地2と9号線道路舗装工事ほか31件の道路整備がなされております。これにより交通の円滑化が図られ、失業者にも雇用の機会が確保されることになっております。

土木費の道路橋梁費では、御館通谷線舗装補修工事や中ノ谷7号線道路改良工事など市内既設道路83件の工事が行われ、既設道路の拡幅改良・歩道及び排水溝の整備がなされ、安全な通行の円滑化及び地域住民の住環境整備の向上が図られております。

また、継続事業の筑豊電気鉄道筑豊中間駅と東中間駅を結ぶ東中間深坂線の送水管布設工事が行われたため、交通の安全性と通勤・通学の利便性の向上を図られました。全面開通は16年3月の予定です。

河川費では、井原ポンプ場改修工事や市内各所の水路しゅんせつ工事等37件の工事が行われ、排水路等に堆積した土砂、じんかいの除去及びのり面伐採等により、降雨期における冠水を防止するとともに流水を良好にし、生活環境の保全がなされております。

都市計画費では、県事業である犬王・古月線、仮屋・大膳橋線街路事業負担金が主なもので、市道の次郎丸・道元線街路事業については、14年度をもって全面開通しております。

また、公園費で、中尾地内ポケットパーク築造工事や市内児童遊園の防護さく設置工事等が行われ、子どもに安全で魅力的な公園の整備を図るとともに、緑のまちづくり事業の一環として、ポケットパークの新設や緑地・緑道の植樹、剪定等を行い、市民の憩いの場として自然にやさしい公園施設づくりが行われております。

住宅費では、市営住宅の老朽化に伴い、屋上防水工事、外壁改修工事など建物の維持・補修工事が行われ、また、岩瀬南団地では、公共下水道への接続に伴い49戸分の水洗改造工事や、岩瀬南・中鶴団地380戸分の電気容量変更に伴う改善工事が行われ、入居者の住環境の向上が図られております。

審査の中で委員から、住宅使用料の収入未済額について質疑があり、執行部より、15年度から再任用職員が配置されたことにより滞納者への徴収体制が強化でき、徐々に

ではあるがよくなってきており、今後も努力していきたいとの説明がありました。

次に、地域下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。14年度は643万3,000円の黒字となっております。しかし、今後とも事業の拡大は見込まれないため歳入増の見込みがなく、また、現在の施設は20年以上経過し、老朽化の進行に伴い修繕費等の経費増が予想されます。14年度は、中鶴・曙処理場及び処理区内の管渠維持修繕工事等16件の工事が行われております。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

14年度決算において1,736万1,000円の黒字となっております。14年度は、主に中底井野・朝霧・通谷地区の下水道整備を行い、曙幹線管渠築造工事や中底井野地区内管渠築造工事等40件の工事が行われ、1万80メートルの管を布設し、管渠の整備延長は5万7,800メートルに達しており、普及率は25.1%となっております。

また、本市と水巻町・遠賀町・鞍手町の1市3町で構成する遠賀川下流流域下水道事業では、水巻中間幹線工事で1,264メートル、また、中底井野地区に建設している浄化センターでは電気工事などが行われ、15年8月より川西地区の一部が供用開始をしております。

なお、川東地区は、蓮花寺中継ポンプ場を経て北九州市に処理をお願いしており、14年度は80万7,000トンの処理委託を行っております。

最後に、水道事業会計決算について申し上げます。

平成14年度の水道事業会計決算におきまして、収益的収支で72万3,000円の純利益となっており、営業収益の主たる収入である給水収益は、給水人口が減少傾向にある中、前年度より若干の増収となっております。

その要因として、大口需要者の使用量が増加したことによるものです。資本的収支では4億4,045万円の不足を生じましたが、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金等で補てんしております。

平成14年度の水道整備事業では、前年度に引き続き唐戸浄水場施設土木建築工事・電気計装工事や遠賀橋かけかえ工事に伴う導・配水管布設がえ工事、市道七重4号線などの配水管布設がえ工事、下水道工事に伴う配水管移設工事が行われております。

給水戸数では2万6,060戸で、昨年度に比べ338戸増加し、有収水量は約678万9,000立方メートルで、昨年度に比べ1万4,000立方メートルの増加となっております。平成14年度も黒字決算となりましたが、給水人口は減少傾向にあり、また、有収水量の大きな伸びが期待できない現状で、水道事業を取り巻く状況は一層の厳しさを増しております。

審査の中で委員から、水道料金の見直しについて質疑があり、執行部より、遠賀川の水質悪化により新たな微生物感染症対策による薬品等の費用増大で、水道事業経営はますます苦しさを増しておりますが、今後も諸経費の削減・合理化の推進などより一層の企業努

力を払い、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、安定した供給体制を堅持していきたいとの説明がございました。

以上4件につきまして最後に採決いたしましたところ、一般会計につきましては一部態度保留があり、賛成多数で地域下水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計につきましては、いずれも全員の賛成をもちまして認定すべきであると決した次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。山本貴雅君。

議員（5番 山本 貴雅君）

認定第1号平成14年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてですが、民生経済委員長の方から報告がありました隣保館を運動団体が使用している件についてなんですが、この問題は、これまで一般質問でも取り上げられている問題ですよ。市の公共施設を一運動団体が常時使用していると、それに対して、一般質問で是正をずっと求められてきており、執行部側もこれを調べる、また、きちんと対応をしてく旨の答弁がされていると思うんです。

先送りできるような問題ではないと思うんですけども、それが、先ほどの報告では、人権センター、新たにできるときに出ていってもらうような話になっているという報告だったんですが、何でそのようなことになっているのか、どういう経緯があってそのような報告になっているのかお尋ねします。

議長（杉原 茂雄君）

いいですか。井上久雄委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

執行部からそういう説明がございまして、当然前から皆さんそういうご指摘がありまして、極力執行部の方も努力はいたしておるんですが、その途中経過で報告があったということで、その部分しか私はお答えできません。

議長（杉原 茂雄君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

平成14年度の決算認定のうち一般会計について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

平成14年度の予算は、大島市長が就任して初めての予算編成でありました。それだけに、市長が選挙で公約したことがどこまで予算の中に盛り込まれるかとの思いがありまし

た。市長就任後初めての議会で藤田市政を継承すると言われたとおり、当初予算からその後1年間の補正予算に至るまで市政への方向は、藤田前市政の時代に策定された行政改革大綱に沿うもので、変化を見てとることはできませんでした。

一般会計で問題なのは、一般行政から教育行政まで及ぶ同和行政です。地対財特法の一部改定による5年間の経過措置は13年度をもって終了しました。同和事業を進める根拠になっていた法律がなくなったわけですから、当然同和事業は終結すべきであります。

ところが中間市においては、同和関係事業20事業のうち、14年度に廃止したのは2件で、一般対策への移行8件、継続が10件となりました。

一般対策に移行したとはいっても、隣保館のように、同和事業から社会福祉事業へと条例をわずかに変えただけで、中身は全く変わっていません。一般対策に移行したと言いながら、内容の変わっていないもの、保育園事業などを含めれば、同和予算は少なく見積もっても2億円を超えています。

さらに、現在2カ所ある保育園を統合するための保育園建設工事費3億8,000万円が、14年度最後の3月議会における補正予算で提案されました。総額5億円が見込まれるものです。

新設される保育園は定員120名ですが、現在ある保育園は、こすもすが定員110名でひまわりが150名です。ひまわり保育園は建物がまだ十分使える状態ですから、新しい保育所建設の必要はありません。

同和関連には予算を使いながら、財政状況は厳しいといって、75歳以上の高齢者が毎年楽しみにしていた敬老年金を節目支給の祝い金に切りかえました。それで浮かせた予算はわずかに1,100万円です。

長引く不況の中、医療・介護・年金などの社会保障予算が削られ、市民の暮らしは大変です。その実態は、市税収入の落ち込みに、また、税金や料金の滞納の増加にあらわれています。このようなときこそ、地方自治法にあるように、住民の安全、健康及び福祉を保持することが地方自治体に求められます。

市長は、選挙時に、国からの依存体質を早急に改め、自立した中間市を早急につくり上げると、このように公約しています。限られた予算の中ではあっても、市民の暮らしを応援する予算を確保し、市民に役立ち、喜ばれる事業をどのように進めるのかが求められています。

また、住民の安全ということでは、明るいまちづくり推進室を14年の1月に立ち上げています。市長の公約である青少年の非行防止と暴力追放、安全な中間市づくりという面から見たときに、14年度においては、これといった成果は見られませんでした。

14年度決算全般を見て感じることは、中間市をどのようなまちにしていくのか、まちづくりの方針がないことです。そのことから他力本願の合併に行き着くかと思われませんが、まずしなければならないことは、市民に約束した公約の実行です。

その公約とは、公共工事の不正をなくす。重要な政策の策定にあたっては、住民投票制度を取り入れる。青少年の非行防止と暴力追放。市町村合併にあたっては、情報を公開し市民参加を保障する。市民参加による公共サービスの充実、学校給食を地場農産物でつくり、中間市民に安定し安心できる農産物を供給できる農政実現。これらであります。掲げた公約をたなざらしにせず、実行に移すことを強く求めて討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

14年度の一般会計決算に対しましては反対するものではございませんが、市税に対する意見を述べさせていただきます。

株式会社西日本医療福祉総合センターに対する固定資産税・都市計画税は、14年度分は約3,300万円、平成10年から14年までの滞納額は実に1億4,000万円に至っております。

本来なら、それら滞納額に対する延滞金約3,760万円を徴収するべきでございますが、いつのころからか定かではございませんが、中間市におきましては慣習的に、法人に対しても個人に対しても市税の滞納に対する延滞金を請求していないようでございます。

折しも今、中間市は緊急財政再建計画の真ただ中であって、市庁舎も節電を徹底すべくノーネクタイ運動をやり、年間200万円の経費節約を努めているにもかかわらず、片や一法人で3,700万円を免除してやる慣習はいかがなものかと考えます。

市内の個人・法人すべての滞納額がどれくらいになっているかはわかりませんが、延滞金を取らないばかりに徴収率が悪くなるとも考えられますので、本税の確保のためにも、ひいては財政再建のためにも、延滞金を取ることを復活させることを要望するものであります。以上、反対するものではございませんが、意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

平成14年度歳入歳出決算認定のうち、特別会計の国民健康保険・老人保健・介護保険・住宅資金と企業会計の病院事業5件の会計の決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論をいたします。

国保会計は、単年度決算では1億6,608万1,000円の赤字で、3億6,176万3,000円の累積赤字となりました。赤字の要因は、医療費の増加と保険税の滞納が多いことです。赤字を解消するには、まず国の補助率をもとに戻すことです。国保事業の財源は、国から地方自治体に支出されるお金と、各自治体が行う国保事業に対する補助金、そして、加入者が払う保険税の三つから構成されています。

国は、被保険者がかかった医療費の総額の45%を負担金として自治体に支出していましたが、1984年に38.5%に減らしてしまいました。その後、国庫負担の削減によって生じてきた財政赤字対策として保険税の値上げが行われ、高過ぎる国保税となって滞納を増大させてきました。

国民健康保険法第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」として、国の責任で国民に医療を保障する社会保障としての性格と位置づけを明確にしています。

また、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と規定し、ここでも国民皆保険制度として国が責任を持つことを明らかにしており、市長は、あらゆる機会を通じて国の補助率をもとに戻すよう要求すべきです。

第2は医療費の問題です。健康管理を重視し、病気の早期発見・早期治療・居宅サービスや訪問指導の充実を進めることで病人を減らし、病気を軽いうちに回復させ、医療費の軽減や国保財政の安定を図ることができます。平成13年度の間接市の一人当たりの老人医療費は92万4,383円で、福岡県内で8番目に医療費の高い市となっています。ちなみに、全国平均は76万2,491円です。

日本共産党議員団は、医療・保健・福祉の連携を充実させ医療費削減などを図ってきた長野県や岩手県の市町村の取り組みなどを紹介してきましたが、市民の命を守り健康づくりを進めるには、予防から治療・リハビリテーションを一体化した総合的な地域医療の確立に取り組むことです。

また、介護保険では、少ない年金から保険料を天引きされ、さらに利用料となると利用料負担が重く、サービスを減らす人が多くいることは、利用度の低さから推しはかれます。だれもが利用できる在宅介護サービスにすることで医療費を引き下げていることは、各地の取り組みで実証されています。

第3に滞納の問題です。全国的に高い国保税のために、払いたくても払えずに滞納を余儀なくされている人たちがふえています。これに対して国は、収納率を高める対策として、保険証を交付しないという制裁措置を強めてきました。

間接市の14年度末の滞納の累積額は約5億8,000万円で、滞納世帯は1,462世帯になっています。赤字解消のためにということで保険税を上げれば、収納率の向上どころか、さらに滞納額がふえ、資格証明書世帯もふえてきます。

1987年に国保の資格証明書の発行が始まりましたが、各地で手おくれによる死亡事故が相次ぎ、社会問題になっています。収納率向上のために滞納世帯への罰則を強化したり保険税を上げては、市民の健康は守れません。地方自治の役割は、住民の安全・健康及び福祉を保持することに責任を持つことであり、市民がいつでもどこでもだれでも医療が受けられるようにすることです。

国の法律もなくなった同和行政を終結し、その財源で、他の自治体でもしているように、

一般会計から繰り入れをして赤字を解消していくべきです。さらに、低所得者のために国保税や介護保険の減免制度をつくることを求めるものです。

次に、住宅新築資金等特別会計についてですが、この特別会計は、同和地区住民に住宅の新築や改修、また、宅地購入のための資金を融資するためにつくられたものです。同和対策の貸付制度は、発足当時から「貸してくれたまえ」といった空気があり、支払い能力を無視し無担保で貸付をするなどずさんな貸付をしてきました。そのため返済が滞り、14年度で5億2,340万2,000円の累積赤字になっています。

貸付金の収納率の低さが問題になりながら、改善の見通しが立っておらず、乱脈な貸付によって生じた赤字を、市民に肩がわりさせている住宅新築資金等特別会計は認められません。

国への償還期限は平成23年で、累積赤字は約6億5,000万円になるとのことでありますが、不正貸付を行った行政の責任として、滞納状況をつぶさに調査し、可能な限り徴収すること、また、国に対しても利子補給を要請し、市民の負担を軽減するよう強く求めるものです。

最後に、病院事業について討論をいたします。

病院事業は、単年度で331万3,233円の黒字となっていますが、患者数は前年度に比べ2,478人も減少しています。患者の減少の原因は、昨年10月からの医療費の引き上げによる受診抑制と、大学病院からの派遣医師の交代によるものです。平成14年度は17人のうち9人の医師が交代しており、医師がかわることによる患者への影響があり、憂慮されます。

自治体病院の医師が、大学からの派遣で、しかも任期が短いと、市民の命と健康を守るための医療・保健・福祉の連携と一体となった地域医療の取り組みが困難であり、専属の医師団を持つことが求められます。

医療財政を圧迫している大きな原因の一つは、薬剤費が高いことが上げられます。患者の薬代を少しでも軽減したいと、先発品と比べて効き目は変わらないが、価格の安い後発品を本格的に使用する病院が全国に広がっています。

宮崎県の町立高原病院では、後発品を17品目から90品目にまでふやしていますが、病院長は、切りかえの理由について、「患者さんの負担を少しでも減らしたいと考えたら、これしか思いつかなかった」と言っています。また、京都府の舞鶴共済病院では4年前から後発品を導入し、薬剤費を約8%削減し患者負担の軽減を図っています。

日本共産党市議団は、新薬の特許が切れてから5割ほど安く販売される後発医薬品の使用を高めていくことは、患者負担を軽減する上で大きな効果があり、保険財政の節減になることから、先発医薬品を後発医薬品に切りかえることを提案してきました。

しかし、中間市立病院は、800種の医薬品のうち後発医薬品は15種で1.9%にとどまっています。薬の処方せんは医師が書くので、病院長や医師の姿勢によって後発医薬

品の使用促進の進捗が左右されます。

厚生労働省は、昨年6月に、国立病院長などに後発医薬品の使用促進の通知を出しており、福岡県立の5病院が13年度に後発医薬品を購入した比率は4.32%で、県当局も奨励する方針で取り組んでおります。

中間市立病院も、患者の薬代を減らし医療費を節約するために、後発医薬品の使用促進に積極的に取り組み、地域医療の責任を果たすべきです。

また、後発医薬品は流通基盤が弱いと言われていますが、情報提供や供給面の保証など、政府が後発医薬品を使用促進する政策を具体化していくことが求められます。

以上で、反対討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより平成14年度決算認定10件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず認定第1号平成14年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成14年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成14年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成14年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成14年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成14年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成14年度中間市水道事業会計決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成14年度中間市病院事業会計決算認定についてを起立により採決をいたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第11．第33号議案

日程第12．第34号議案

日程第13．第35号議案

日程第14．第36号議案

日程第15．第37号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第11、第33号議案から日程第15、第37号議案までの平成15年度各会計補正予算5件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長(上村 武郎君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案平成15年度中間市一般会計補正予算(第4号)のうち総務文教委員会に付託されました所管部分について審

査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は1億8,200万円で、一般会計の総額を171億6,000万円とするものです。歳入の主なものは、福岡県が実施します緊急雇用創出事業の雇用対策費補助金1,700万円など国庫支出金及び県支出金が3,000万円増額されており、繰越金は1億2,000万円の増額、市債については、中間市立保育園増改築事業として4,000万円が追加補正されています。

次に、歳出の主なもののうち総務関係では、現在建設中であります市立保育所の工事請負費と備品購入費を合わせまして5,700万円、これは、工事請負費の方は駐車場が主なもので2,700万円組んでいます。備品購入費としましては3,000万円、屋外遊具とか室内の備品、食器、いす、テーブル、こういうものでございます。

そしてまた、新しいマイクロバスの公用車購入費として備品購入費に540万円、市庁舎別館の空調機増設工事のため工事請負費350万円が計上されております。

消防関係では、職員定数が4名増員されたことによる人件費の増額分として1,200万円、消防ポンプ自動車擬装費負担金につきましては、日本損害保険協会による寄贈を前提として予算計上をしておりましたが、本年度の寄贈が見送られましたので、1,800万円を減額するものであります。

教育関係では、文化振興財団施設管理委託料として1,900万円、小学校費の修繕料として、福岡県の緊急雇用創出事業による補助事業分を含めまして790万円、中学校費の修繕料として400万円を計上しております。これらの主なものは、補修箇所は、小中学校の防音サッシ、南小学校廊下の床、東小学校のトイレ、東中学校の部室のドアなどあります。

以上の審査の後、最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきであると決しました。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案一般会計補正予算（第4号）のうち民生経済委員会に付託されました所管部分並びに第34号議案国民健康保険事業補正予算（第2号）、第36号議案老人保健特別会計補正予算（第2号）、第37号議案介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳入の主なものは、民生費国庫負担金のうち社会福祉施設整備費負担金410万円と、民生費県負担金のうち社会福祉施設整備費負担金200万円が増額補正され、これは、新

しく新設される公立保育所の施設整備にかかわる国と県の負担金です。

県支出金のうち、緊急雇用対策として雇用対策費補助金 1,760 万円が計上され、その内訳は、都市公園・児童公園整備事業補助金 500 万円、小学校教科指導等支援事業補助金 570 万円、小中学校周辺整備事業補助金 690 万円となっています。

また、諸収入の雑入のうち、支援費制度居宅介護市町村負担金 550 万円が計上され、これは親子広場リンクに対する負担金です。さらに、市債として社会福祉事業債 4,060 万円が計上されております。

歳出の主なものは、民生費の児童福祉総務費 6,950 万円が増額補正され、この内訳の主なものは、工事請負費として新設される公立保育所の駐車場整備工事費 1,430 万円や大型遊具設備工事費 700 万円等、さらには厨房備品、備え付け備品等の備品購入費 3,000 万円となっております。

新規事業として、次世代育成支援対策調査業務委託料 220 万円が計上されておりますが、これについては、本年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定され、この法の目的は、我が国における少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために必要な措置を講じようとするものです。

具体的には、そのうち地方公共団体については、国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定することとなっております。

また、一般事業主で常時雇用する労働者数が 300 人を超えるものは、同様に国の行動計画策定指針に即して、労働者の仕事と家庭の両立等について目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定することとなっております。このように、行動計画を策定するにあたり、事前のニーズ把握のためのアンケート調査を実施するための費用であります。

衛生費では、予防費の消耗品費において、サズ対策用の防護服購入費 11 万円が計上されております。

農林水産業費では、農地費のうち工事請負費 440 万円が補正され、これは、中底井野地内の水路 170 メートル分の整備、垣生・砂山地内の水路しゅんせつ 320 メートル分の工事費です。さらに、負担金補助及び交付金 800 万円については、鞍手町との境界の境川水路整備に伴う鞍手町への負担金です。

職員人件費については、全体的に人事院のマイナス勧告による削減や人事異動による予算調整がなされております。

委員から、保育所を新設しなくても、既存の「ひまわり保育園」を活用すれば十分であり、今こそ節約するときではないかとの意見や、「障害者生活支援センターぼちぼち」、「親子ひろばリンク」の建物の賃貸料が高過ぎるのではないかと、また、駐車場も狭いこと

から、設置場所として適切な場所かどうか疑問であるなどの意見がっております。

次に、国民健康保険事業補正予算につきましては、歳出の主なものは、総務費において、人事異動に伴う260万円の減額補正がなされ、歳入については、諸収入の歳入欠陥補てん収入として260万円の減額補正が主なもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ44億7,100万円となっております。

次に、老人保健特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、医療諸費の医療費支給費において、扶助費5,200万円が高額医療費の払い戻しのため増額補正され、歳入の主なものは、支払基金交付金として医療費交付金3,340万円、国庫負担金の医療費負担金1,230万円、県負担金300万円、一般会計からの繰入金300万円の増額補正が主なもので、予算総額は歳入歳出それぞれ61億6,340万円となっております。

高額医療費については、4月から8月までの実績で、延べ3,632件、金額にいたしまして4,470万円が既に支出され、不足が生じることから補正されるものです。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、基金積立金の介護給付費準備基金積立金4,110万円の増額補正がなされ、歳入の主なものは、国庫負担金の介護給付費負担金1,980万円、国庫補助金1,600万円、支払い基金交付金560万円、繰越金760万円の増額補正、一般会計繰入金420万円の減額補正が主なもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ24億510万円となっております。以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計補正予算については賛成多数で、国民健康保険事業補正予算、老人保健特別会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算については全員の賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案及び第35号議案の補正予算2件につきまして建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整が行われております。土木費の道路橋梁費では、市内各所の道路維持補修・草刈り委託や外扇通谷線道路改良工事ほか5件の改良舗装工事及び中ノ谷2号線道路改良工事に伴う用地購入費等が追加計上をされております。都市計画費の公園費では、福岡県緊急地域雇用創出事業として、市内都市公園及び児童公園の遊具の設置・樹木剪定工事費用が追加計上されております。

住宅費では、中鶴市営住宅の修繕料、土手ノ内市営住宅建てかえに伴う基本設計委託料や、中鶴団地及び岩瀬南団地の外壁がはがれ落ちたための補修工事・屋根防水工事等の費用が追加計上されております。

また、債務負担行為補正として、水入・朝霧線道路改良事業に伴う用地買収費、家屋移転補償費及び塘ノ内・砂山線道路改良事業に伴う用地測量費、家屋調査費が計上されております。

審査の中で委員から、土手ノ内市営住宅建てかえの今後の計画についての質疑があり、執行部より、16年度に実施設計をし、17年度から19年度にかけて建設する予定です。なお、建設戸数は40戸程度を予定しておりますとの説明がありました。

また、委員から、筑豊電鉄土手ノ内駅前公衆トイレ新築工事の発注に際しては、市内登録業者も入札に参加できるように配慮すべきではなかったのかとの意見がありました。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整による減額と予算の組み替えによるものであります。建設費では、蓮花寺中継ポンプ場を県に移管するための用地測量業務委託費及び中央4と5丁目ほか下水道工事の設計業務委託料や、工事の際支障となる水道管・ガス管等の移設に伴う補償費が計上されております。

歳入歳出それぞれ557万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,487万円とするものです。

以上、2議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

第33号議案平成15年度中間市一般会計補正予算（第4号）議案について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、15、18、19節、保育所新設事業に要する経費6,026万9,000円は、大型遊具や備品購入、また、駐車場整備費として計上をされているもので、中間市立保育所の「こすもす保育園」と「ひまわり保育園」を統合して総額5億円をかけ建設する事業に伴う補正予算です。

先ほど平成14年度一般会計認定の討論の中でもありましたように、新設する保育所は

定員が120名であり、まだ建物が十分に利用できる「ひまわり保育園」の定数は150名です。市長は、財政が厳しいと言うのなら、これを有効活用し、多額の経費をかけ急いで建設する必要はありません。こうしたことから、保育所新設事業に要する経費は不要なものです。

また、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費13節委託料、市有墓地等草刈り委託料として10万円が計上されていますが、市有墓地は同和対策から一般対策に移行したとはいえ、内容はこれまでと全く変わらない地区住民の特別対策となっています。

さらに、一般対策に移行したという市立保育所でも保育料の減免をしたり、園児が保育園に朝来ると、園で洗濯した着物に着がえさせるなど、同和対策事業のときと何ら変わりません。同和行政は、国の法律がなくなっているにもかかわらず、このように中間市では、ゆりかごから墓場までの特別対策が続いています。

長引く不況の中、医療費の改悪や介護保険料の引き上げなど社会保障が削られ、市民の生活を脅かされています。こうしたときこそ、同和事業はきっぱり終結し、国保や介護保険の減免など高齢者福祉の充実や子育て支援などに予算を使うべきです。

以上のことから、第33号議案平成15年度中間市一般会計補正予算（第4号）について反対をいたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第33号議案から第37号議案までの平成15年度各会計補正予算5件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず、第33号議案平成15年度中間市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案平成15年度中間市老人保健特別会計補正予算（第2号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16、第40号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第16、第40号議案を議題とし、民生経済委員長の報告を求めます。井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第40号議案中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして審査を行いましたので、概要と結果をご報告申し上げます。

今回の改正は、健康保険法及び老人保健法の改正に伴う長期入院患者の入院基本料の一部が保険給付から外され、その費用を患者から徴収することができる制度になったことから条例の一部を改正しようとするものです。

条例の第3条では「使用料の額は、次の各号により算定する」という規定になっており、現在第1号から第7号までの規定があります。このうち第1号、第2号、第7号の規定が次のように変わります。

第1号中の「別表第2 歯科診療報酬点数表」の文言が削除され、新たに「健康保険法第44条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示

第81号)」という文言が挿入されます。同様に、第2号中の「別表第2老人歯科診療報酬点数表」の文言が削除され、新たに「老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成14年厚生労働省告示第82号）」という文言が挿入されます。

第七号は新規の規定となり、「算定療養に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金、当該入院に係る療養に要する費用のうち、入院基本料の基本点数の100分の15に相当する点数により計算される額」という文言に改正され、よって、従前の7号の規定が8号に繰り下がることとなります。

具体的な内容については、重度の肢体不自由者、悪性新生物に対する腫瘍用薬使用者、日常生活の自立度の低い人工腎臓及び人工呼吸器使用者などの厚生労働大臣の定める状態にある患者以外が入院期間180日を超えた場合、入院基本料の15%が平成16年4月から自己負担となります。

このように、長期入院患者の自己負担が特定療養費とされたことから、使用料等として徴収するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

なお、この条例は平成16年4月1日から施行されます。

委員から、現状で想定した場合自己負担がどのくらいふえるのか、また、そういう方は何名入院しているかとの質疑に対し執行部から、1日が1,502円なので、30日間で4万5,045円の負担となります。また、180日を超える人は現在4名入院しているが、この方たちは厚生大臣が定める状態にある患者なので、該当者はありませんとの答弁がっております。

さらに委員から、今現在該当者がいないとはいえ、老人医療費は上がって年金は下げられるこの状況で、1カ月4万5,000円もの負担となる条例改正には反対であるとの意見がありました。

以上が審査の概要でありましたが、最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

第40号議案中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

入院180日を超えた患者に対し、医療費の一部を保険外負担として入院基本料の

15%を加算する医療制度です。この医療制度改悪は、国が医療費の支出を抑制するため、高齢者の長期入院を排除することをねらったものです。

政府は、高齢者の医療費窓口負担を定額530円から2000年に1割の定率化にし、昨年10月からは2割に引き上げました。1割負担になって、全国保険医団体連合会が行った調査によると、「高くなって非常に困っている」20.3%、「高くて困っている」30.6%、合わせて50.9%が困っている状態です。

その結果、「多少のことは受診しないで我慢する」24.6%、「受診回数を減らす」19.3%など、4割を超える人が受診を抑制しています。こうした受診抑制が病状を悪化させ、長期入院の要因にもなっています。また、退院して家に帰っても、老夫婦やひとり暮らしでは安心して治療できる家庭環境になりません。

先ほど委員長の報告にもありましたように、今回の老人保健法の改定では、入院期間が180日を超えると、食事療養費が1カ月約4万5,000円の患者負担になります。高齢者は、医療費や介護保険料が引き上げられた上に年金はカットされ、「金の切れ目が命の切れ目」と怒りの声が上がっております。

今月9月15日は敬老の日でしたが、長年社会に貢献してきた高齢者が「長生きをしてよかった」と言える社会保障制度にすべきです。

以上のことから反対をいたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第40号議案中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17．意見書案第15号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第17意見書案第15号「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

良政クラブの佐々木晴一でございます。「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を

求める意見書（案）の提案理由を説明させていただきます。

あすの社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いでございます。しかしながら、青少年を取り巻く環境の悪化は、私たちの期待とは裏腹に深刻な状況に至っております。平成13年度に検挙されました刑法犯少年は、実に13万8,000人に至っております。全人口に占める少年の割合を見ますと、昭和25年当時46%だったのに対し、平成12年におきましては20%を切るに至っております。

このように、少子化が著しく進行をしているにもかかわらず、少年の刑法犯総検挙人員の割合は、成人のそれと比べまして実に8.9倍になっております。国内の刑法犯の検挙人数の約半分を青少年が占めるに至っております。まさしく警察の仕事は、青少年の犯罪を取り締まることと言っても過言ではない現状にあります。

私たちが、こういう問題に対しまして、なぜ青少年がこれほどまでにこの犯罪に走ったのか、増加したのか問わずにはおられません。その最大の原因が、青少年を取り巻く環境の悪化であることは、だれもが認める事実でございます。

水質汚染だ、環境汚染だという生活環境を取り巻くことに対しましては目くじらを立てこの抗議する人はたくさんいますし、国もそういったことに対しては厳しく法律で規制しているにもかかわらず、この青少年の環境におきましては、一たび目を向ければ、皆様のお手元にお渡ししておりますこの資料にありますように、このテレビ番組におきましては、暴力シーンや、殺人シーンや、セックスシーンが一方向的に立て続けに流れつつあります。

アメリカにおきましては、こういったことを規制するために、Vチップ制度や、また、テレビ番組格付表示といったことが完全実施されておりますけども、そういった内容の資料でございます。

また、インターネットにおきましては、かつて西鉄バスを乗っ取り死傷者を出すに至りました佐賀県の17歳の少年の事件でございますけども、あの手口はインターネットで知り得たそうでございます。また、今月13日に施行されました法律の中に、このインターネットの出会い系サイトにおける犯罪の防止の抑制のために、出会い系サイト規制法が施行されたばかりでございます。

まち中におきましては、コンビニにおきましてポルノ雑誌が堂々と多種多様置かれておりますし、街頭におきましては、たばこやお酒が無造作に多数置かれております。だれもが買える状況にあります。

このように、青少年を取り巻く環境が深刻な状態にもかかわらず、アメリカのように声高らかにこの抗議する市民団体もなければ、それを規制するこの法律も今日本にはございません。先進諸国の中で、これほど青少年に対する無防備な国は日本だけしかございません。

子どもは国の宝と言われます。日本の未来を背負う子どもたちが今のようなありさまで、果たして明るい未来が、日本の発展が望めるでしょうか。多少痛みや経済的なマイナスが

あったとしても、今こそ私たちは未来の日本のために決意し、断固青少年のこの環境の改善に取り組まなくてはなりません。

青少年をして刑法犯に至らしめる最大の原因は、青少年の心の崩壊にあります。つまり道徳心の低下と性モラルの低下でございます。これらの問題に対しましては、家庭や学校における教育の強化は当然やらなくてはなりませんけども、それ以上に青少年の有害環境を一日も早く撤廃することが急務でございます。

今までこの日本におきましては、青少年健全育成のための法律がございませんでした。それにかわるものとしましてとりわけ性犯罪に対しましては、刑法や児童福祉法、また、売春規制法、また、児童買春法、児童ポルノ処罰法等で対処をしてまいりました。

しかし、それらの中身を見てみますと、刑法におきましては、13歳未満ならともかく、13歳から17歳の少年少女に対しましては、暴行や脅迫等の犯罪が伴わない限り刑に問うことはできませんでした。

また、児童福祉法におきましては、児童に淫行行為をさせた業者にしか罪を問うことができませんでした。また、売春防止法におきましては、業者とその行為を行った者に対しては処罰できますけども、お金を払ったその客に当たる者は処罰できませんでした。

また、児童買春、児童ポルノ処罰法におきましては、お金のやりとりのこの証拠がなければ罪に問うことができませんでした。行為そのものは対象ではございませんでした。

議長（杉原 茂雄君）

簡略にまとめませんか。説明時間は無制限ではありませんから。

議員（3番 佐々木晴一君）

そこで、その法の不備を補うべく、また、13歳から17歳の青少年のこの保護のためにも、各都道府県ごとに青少年健全育成に関する条例がつくられて淫行処罰規定等で対処してまいりました。

がしかし、自治体ごとに基準が違うために警察の取り締まりも徹底されておらず、また、罰則が甘いこともありまして、業者は条例の甘い自治体へ逃げるといったモグラたたきの現象はいまだに起こっております。もはや自治体ごとでこれらに対して対処していくのは限界でございます。

折しも平成11年におきまして、総理大臣の諮問機関であります第15期青少年問題審議会の答申におきまして、青少年育成基本法の必要性に言及されたところでございますけれども、ちなみに今回のこの青少年健全育成に関するこの基本法を求めるこの意見書案は、全国実に1,000を超える自治体において採択に至っております。

福岡県におきまして、田川市・飯塚市・行橋市などを初めとする30を超える市町村においてこの採択に至っております。

本市におきましては、大島市長の選挙公約に基づいて、この青少年健全育成のために新たに明るいまちづくり課をつくり取り組んでいるさなかでございますので、この中間市に

おいても採決してもらいたく、この意見書案を提出するものでございます。何とぞ議員の皆様におきましてはどうぞご賛同をいただきますようにとよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（杉原 茂雄君）

余り長くやると賛成しなくなるよ。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第15号については、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。山本貴雅君。

議員（5番 山本 貴雅君）

意見書案第15号「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を求める意見書案について、日本共産党議員団を代表し反対討論をいたします。

日本社会が直面している21世紀の未来を担う青少年をめぐる憂慮すべきできごとに対し多くの国民が不安を持ち、心を痛めています。今日改めて、子どもたち、青少年に健全な成長を保障することは、この21世紀に民主的な日本社会を築いていく重要な取り組みと位置づけられます。

子どもたちの健全育成をはぐくむためには、今日の日本社会が抱えたさまざまなゆがみや矛盾をただすことが必要です。提案にある「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全に関する基本法」のような家庭の問題だけに矮小化されるものではありません。

大企業の過度なリストラ競争のもとでの雇用不安や超時間過密労働は、家族の団らんやコミュニケーションを破壊しています。勝ち組、負け組といった弱肉強食の競争至上主義の風潮がつくれ、他人を思いやるゆとりが奪われ、国民の精神生活にも殺伐とした雰囲気を持ち込まれています。

若者の深刻な雇用危機は、成年の社会参加の権利を奪い、就職、結婚、子育てなど、将来の希望を閉ざす重大な問題となっています。

国連子どもの権利委員会は日本政府への勧告の中で、極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達のゆがみにさらされているとする厳しい批判を寄せています。自民党政府が長年続けてきた世界でも異常な競争主義の教育、管理主義の教育は、子どもたちの心と成長を深刻に傷つけています。

政治や経済での相次ぐ腐敗・不正事件は、子どもたちにとってはかり知れない有害な影響をもたらしています。さらに、他国へ戦争をけしかけテロを容認し、あおり立てる政治家の発言が問題となっていますが、こうした発言の生まれる根本には、アジア庶民族を侮蔑する独善的な他者排外主義の潮流が台頭しているという危険な状況があります。

少女売春など性の商品化が子ども社会をむしばんでおり、この分野での社会の自己規律は、国連子どもの権利委員会から「児童のポルノグラフィ、売春及び売買を防止し、これと戦うための包括的な行動計画がかけられている」と勧告されているなど、国際的に見ても不名誉な地位にあります。

メディアやゲームの映像などにおける暴力や性のむき出しの表現が、子どもたちに対し野放しにされていることにも多くの国民が心を痛めています。この分野の自己規律も、日本は国際的に極めておくれています。

さらに、子どもを儲けの対象と見て、その欲望を駆り立てつつ、子どもに大量の商品の消費をさせている社会のあり方も、世界から見れば極めて異常な状態です。このような分野での日本社会の立ちおくれを克服し、子どもの健全な成長を保障する社会の自己規律を確立することが急務です。

少年事件や少年問題の原因はさまざまですが、その背景の一つに、子どもの自己肯定感情が深く傷つけられているという問題があることを、多くの関係者・専門家が指摘しています。自己肯定感情が乏しければ、他人を人間として大切にできる感情も乏しいものにならざるを得ません。国際比較調査でも、「自分自身への満足」「私は価値ある人間である」と感じている子どもの比率が、日本では極めて小さいことが明らかになっています。

子どもたちが、自分が人間として大切にされていると実感でき、みずからの存在を肯定的なものと安心して受け入れられるような条件を、家庭でも、地域でも、学校でもつくることが切実に求められています。子どもの意見表明権や社会参加の権利を、学校や地域など社会の各分野で保障することが、子どもの世界を明るくする上で大切です。

今、全国各地で、読書運動、舞台・映画鑑賞、スポーツ、自然・社会体験、子ども会など豊かな人間関係を育てていくための多面的な取り組みが広がっています。

いじめ、非行、不登校、引きこもりなど、子育てに悩む親たちの自主的な組織も無数に生まれています。家庭、地域、学校が共同して子どもたちの成長を見守り、悩みにこたえる、支える、草の根からの運動を進める、現実の人間関係、社会関係を通じてこそ市民道徳も身につけていきます。

青少年の問題は社会全体の問題です。家庭に責任を押しつかけたり、罰を厳しくしたり、大人の手続を持ち込んで解決できません。

また、社会的な道義を含む問題は、モラルの問題という性格からいっても、法律を制定することは、上からの管理、規制、統制、押しつけを強めるという立場からいって到底解決できないどころか、逆に有害な作用を及ぼすだけと言わざるを得ません。社会的道義の

問題は、国民の自発的な力によってこそ解決の道が開かれます。

子どもたちの目の輝きが失われた社会は、本当に未来を失ってしまいます。子どもは大人にとって過去であり未来です。今日の日本が抱えた社会のさまざまな矛盾、ゆがみ、社会の道義的な危機を克服し、そして未来を担う子どもたちに健やかな成長を保障する社会をつくるためには、提案にあるような法律制定ではなく、政府は、憲法、教育基本法を初め、子どもの権利条約などの精神を具体化することこそが必要です。

以上、反対討論とします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第15号「青少年の健全育成に関する基本法」の制定を求める意見書第を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第18．意見書案第16号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第18意見書案第16号青年の雇用拡大を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員（5番 山本 貴雅君）

意見書案第16号青年の雇用拡大を求める意見書案について提案説明を行います。

総務省が8月29日発表した労働力調査によると、7月の完全失業率は6月と同じ5.3%、342万人と依然高水準で推移しています。職を探しているものの、1年以上も見つかっていない失業者の割合が過去最多の127万人になり、完全失業者に占める割合は34.3%で、これも過去最大となっています。

特に1年以上の失業者を年齢別に見てみると、25歳から34歳層が一番多くなっています。また、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員などの非正規の職員、従業員の割合は、役員を除く雇用者の30.1%を占め、前年同期に比べ1.6ポイント上昇し、不安定雇用が広がっている状況も浮き彫りとなっています。このような戦後最悪の雇用状況の中、21世紀の日本を担う青年にとっては、さらに深刻な事態が拡大しています。

若年層の2002年の失業率は約10%に達し、大学卒業生に占める就職者の割合は、

1990年の81%から2002年には57%に激減しています。1995年に比べフリーターは1.7倍の417万人にのぼり、若者の5人に一人がフリーターという状況です。

今まで、日本政府はフリーターがふえていることについて、「青年が甘えている」「探そうと思えば仕事はある」「青年は仕事が長続きしない」など、青年の側に責任を押しつけてきました。ところが、内閣府がことし発表した国民生活白書では、フリーターがふえている一番の原因は、企業が採用を減らして若者の働く機会が奪われているところにあると、これまでの考え方を修正し、解明しています。

実際大企業のリストラ競争のもとで、上場製造企業だけでもこの2年半で23万人も従業員を削減しているように、大企業は正社員を削減し不安定雇用ばかりふやしています。1995年から2001年にかけて、中小企業は、不況の中でも3万人の雇用を拡大しているのに対し、大企業は正社員を108万人減らしています。

大企業が新規雇用を減らしてパートや派遣に置きかえ、正社員に対しては、長時間労働、サービス残業を押しつけてきたことが、雇用問題を深刻化させる大きな原因となっています。大企業に責任があることは明瞭です。

また、国民生活白書では、フリーターの急増は若者が不利益を受けるだけでなく、若者の職業能力が高まらず、経済成長の制約要因になり、社会を不安定化させ、未婚化、晩婚化、少子化を深刻にすると警告しています。政府も、青年の深刻な就職難に対し「若者自立・挑戦プラン」とか「530万人雇用創出」とか言い始め、やっと重い腰を上げています。

しかし、就職難の最大の原因である大企業が正社員を削減しながら社員に過重な労働を強い、不払い残業も蔓延させていることを是正しなければいけません。「異常な長時間労働を是正するだけでも解決の道が開かれます。横行する不払い残業を一掃ただけでも大企業で84万人の雇用がふえます」と第一生命経済研究所は試算しています。

雇用問題の原因を青年の意識や努力に求めるだけでは、青年の深刻な実態をとらえることもできないし問題を解決することもできません。日本社会は働く若い力を必要としています。青年が希望を持ち自立できる社会をつくるために、首相が党首討論で「雇用対策に一層力を入れる」と答弁した以上、大企業が若者の雇用をふやすよう財界団体にも本腰を入れて働きかけ、雇用を拡大し、職業訓練を初め働きたい青年を励ます支援を進め、青年がみずからの能力を発揮できるような職場と社会をつくることを求めるものです。

以上、ご賛同いただきますようお願いしまして、提案説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第16号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第16号青年の雇用拡大を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第19．意見書案第17号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第19、意見書案第17号安心して暮らせる年金改革を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

安心して暮らせる年金改革を求める意見書案について提案理由の説明を行います。

政府は、今まで5年ごとに年金制度を変えてきました。来年度、2004年度が年金制度変更の年に当たり、政府は2004年度実施に向けて年金制度の大幅見直しを計画しています。その見直しのポイントは、大きく分けて二つあります。

その一つは、今まで5年に一度見直しをしてきたものを毎年変えることができる仕組みにすることです。5年に一度変える場合、厚生年金も共済年金でも、年金の保険料は5年間は値上げせずに据え置かれてきました。そして、5年たったら1.5%上げるとか2%上げるなどの変え方をしてきました。今回は、毎年そういった改定ができる仕組みに変えようとしています。

見直しの二つ目は、現役労働者の保険料値上げ、年金額の将来へ向けての引き下げとあわせて、既に年金をもらっている方々の年金額を、毎年自動的に金額を引き下げていける方式にすることです。

ことは、物価スライドのマイナススライドを発動しましたが、今後は物価だけでなく、少子化や平均寿命の進みぐあいであるとか、経済成長が鈍化したとか、大企業の利潤が低

下したら、それにあわせて年金額を下げることで検討するなど、今まで聖域となっていた既に年金を受け取っている方々の年金額を、物価スライドだけでなく、さまざまな状況の悪化にあわせて年金額を法的に減らすことができる仕組みにしようとしています。

国民の暮らしの実態はどうでしょう。国民皆保険と言われながら、国民年金保険料の納付率が、2002年度は62.8%にまで落ち込みました。前年度に比べると8.1ポイントの減少で、未納者は若年層だけでなく、すべての年齢層でふえています。

未納の主な理由は、社会保険庁の調査でも、保険料が高く、経済的に支払うのが困難64.5%となっているように、これ以上の保険料引き上げは、将来大量の低額、または無年金者を生み出すこととなります。

また、医療費、国保税、介護保険料、利用料などの負担増によって年金生活者の暮らしは大変な困窮を強いられています。今までも生活苦による自殺が高齢者に多い中で、命の綱の年金をこれ以上引き下げられれば、年金生活者の暮らしは破壊されます。

年金改革に当たっては、国民の生活実態を十分に考慮し、政府がみずからの責任を果たすべきです。そのためには、基礎年金の国庫負担割合を法律にも明記されているとおり、2分の1に引き上げること、むだな大型公共事業を削減し、社会保障を政府の政策の中心に据えること、大企業のリストラなどを規制して雇用を拡大することによって、年金の支え手である年金加入者をふやすこと、2001年度で、厚生年金、国民年金、共済年金、合わせて196兆円もある積立金を、株への投資などでなく有効に活用することなどが求められます。

年金積立金については、年金給付など必要な支出総額の約5年分を日本は積み立てています。ドイツやフランスが1カ月分、イギリスが2カ月分、アメリカが約1年5カ月分などからしても、日本の積立金のため込み方は異常です。

しかも、利子収入を活用して、保険料負担を軽減すると言って株式市場に投資し、その結果は利子収入を得るところか、6兆円を超える運用赤字を出し、年金財政に大穴をあけています。

給付に比べ積立金の方が多いため、積立金は年々ふえ続けてきました。巨額の積立金は計画的に取り崩し、給付の充実、保険料負担の軽減に充てるなど、有効に使うなら年金制度を充実させることはできます。

意見書は、政府が国民生活の実態を考慮し、国民が安心して暮らせる年金改革を進めるために提出するものであります。ご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第17号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第17号安心して暮らせる年金改革を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第20．意見書案第18号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第20、意見書案第18号携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

議員(13番 掛田るみ子君)

意見書案第18号携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書案の趣旨説明をいたします。

携帯電話の加入台数は、ことし3月に8,000万台を超え、国民の7割以上が携帯電話を所有しており、携帯電話は国民生活の中で欠くことのできない重要なアイテムになっています。携帯電話各社は、利用者獲得のための各種サービスの競争を繰り広げておりますが、現在の制度のもとでは、契約会社を変更すると電話番号が変わってしまうため、他社に変更しづらい現状があります。

近年、利用者へのサービス重視の観点から、携帯電話番号を変えずに契約会社を変更できる「番号ポータビリティ」いわゆる番号持ち運び制度が導入されている国がふえてきております。この制度は、1997年にシンガポールで規制当局が義務化することによって導入されました。その後、イギリス、香港、オランダ、スイス、オーストラリア、スペインなど、通信規格が統一されているヨーロッパを中心に多くの国で導入されています。

また、アメリカにおいては、規制当局アメリカ連邦通信委員会が番号ポータビリティ

制度の義務化を求めていましたが、業界団体の反対により延期されてきました。しかし、ことし6月6日、アメリカ控訴裁判所の裁定により、年内に導入される見通しが立っております。

我が国でも番号ポータビリティ制度が導入されると、利用者は、電話番号や各種サービスを比較して気軽に携帯電話をかえられるようになることから、業者間の競争がさらに促進され、利便性の向上と料金の引き下げにつながる可能性が高いと指摘されています。しかし、導入に当たっては、実業家のシステムへの構築費用の負担などの問題があり、規制当局の強い意向がなければ実現が難しいことも事実です。

よって、携帯電話会社への税制の優遇措置を図った上で、利用者負担を軽減させるなどの支援が必要と考えます。

「利用者へのサービス向上」「より一層の競争促進」の観点から、1、契約先の携帯電話会社を変更しても従来の番号を利用できる「番号ポータビリティ」を導入すること。その際、事業者に対する税制上の支援措置を検討すること。2、「番号ポータビリティ」が導入されるまでの当面の措置として、携帯電話会社を変更した場合でも、契約先の携帯電話番号を通知するサービスを早期導入すること。3、携帯電話の通話料金をさらに引き下げること。

以上の3項目が実現できるよう政府及び担当省庁は、税制上の支援を初め、環境整備を図ることを求める意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第18号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第18号携帯電話の利便性の向上と料金引き下げを求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第21．意見書案第19号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第21、意見書案第19号犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。湯浅信弘君。

議員(12番 湯浅 信弘君)

意見書案第19号犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書案を提出させていただきます。

犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書案、わが国の犯罪情勢は、平成13年度全国で発生した刑法犯は276万5,612件と、戦後最高を記録し、過去10年間で約100万件の増加となっており、とりわけ刑法犯の9割近くを占める窃盗犯の増加が著しい。また、過去10年間で路上窃盗及び引ったくりの件数は、それぞれ4.5倍、3.6倍に増加するなど、路上犯罪の大幅な増加が目立っている。

また、来日外国人による凶悪犯や組織的窃盗事件が増加し、来日外国人犯罪の全国への拡散化傾向がうかがわれるとともに、少年非行の凶悪化、粗暴化が進み、ひったくりの総検挙数に占める少年の割合が7割を超えるなど少年非行化も深刻化している。

治安の維持は、国民にとって最大の社会福祉であり、もはや犯罪が凶悪化、多様化、国際化する今日の危機的状況を放置することはできない。したがって、政府は治安の回復を目指し、内閣が一体となって下記の諸対策を速やかに実施するよう強く要求するものである。

記。来日外国人及び暴力団等による組織犯罪対策への取り組みをさらに強化すること、銃器を使用した凶悪犯罪や薬物組織犯罪への対策も強化すること。警察官を増員し、人口に比して警察官の少ない地域への重点配分するとともに、警察官OB等の活用や交通警察の一部民間化により、交番・駐在所の整備充実を期すること。警備業者を活用し、地域パトロール等を強化し、犯罪効果の大きい地域コミュニケーション形成について国民の意識啓発を進めること。

留置場・拘置所など治安関係施設の整備を図ること。犯罪防止の立場から毅然たる入国管理体制を確立すること。青少年の健全育成のための推進とあわせ、軽微な少年犯罪の放置が犯罪の増発・凶悪化に発展する傾向性を重視し、少年非行防止、薬物乱用防止対策、暴走族対策等を強化すること。

これらのことを踏まえ、本年の上半期の殺人や強盗など重要犯罪は1万1,304件で、

前年同期より約1万6,000件、2割近くふえ、統計の残る89年度以降でも最悪となっていることが警察庁のまとめでわかりました。

検挙率は48.6%と初めて5割を切った。殺人や強盗で逮捕・書類送検された19歳以下の少年、ここ20年ほどでは最悪の状態となっております。一方、少年が被害に遭ったのは約17万件、小学生、未就学児童は、合わせて1万3,000件で低年齢化が進んでおります。

上半期の著しい特徴は殺人など凶悪犯で、少年の摘発がふえていることでございます。殺人で摘発されたのは63人、10年前の93年同期に比べて約1.4倍に上がり、書き事の記録が残る70年以降で最悪の状態となっております。

強盗も93年の2.4倍の876人と増加し、殺人、強盗を含める凶悪犯罪は全体で1,105名で2倍近くとなっております。警察庁長官は、重要犯罪について、検挙件数・人数ともふえたが、それを上回って、認知がふえていると検挙率が低下した理由を説明しております。少年については、新たな観点からの対策が必要かもしれないと、このように述べられております。

また、広島県の西区の住民の方が、主体となってる防犯パトロール隊が広島県下で成果を上げてるように述べられております。

それからまた、奈良県では、児童や生徒を犯罪から守る少年ガードアンドサポート大作戦をするなど、各地で青少年を本当に、防犯の防止に対して頑張っておる地域がございます。意見書を提出いたしまして、議員各位皆様のご賛同をいただきたいとよろしく願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

意見書案の記1、来日外国人を及び暴力団等によるどうのこうのつてありますが、この中身につきまして、やはり中間市の場合は、暴力団追放に特に強調してほしいと思います。一般質問でも申しましたように、中間市、また近隣でも、暴力団による事件が多発してい

ることから、暴力追放、暴力団事務所撤去のための対策強化を図ることを付して、賛成討論といたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第19号犯罪防止のための治安対策の強化を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第22．意見書案第20号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第22、意見書案第20号政府税制調査会の答申に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

政府税制調査会の答申に関する意見書の提案説明をいたします。

首相の諮問機関であります政府税制調査会は、6月17日、将来の「税制のあり方を示す」中期答申を首相に提出いたしました。この答申は消費税を「二けた税率に引き上げることや、給与所得控除や公的年金控除、社会保険料控除の見直し、また、遺族年金給付や失業給付などの非課税給付の見直しに加え、法人税率の引き下げも検討をしております。

これらの答申の内容は、急速に進展する少子高齢社会への対応や中小零細企業を含めた法人活力の復興支援策などの強化を一概に否定するものではありません。しかし、この答申は、国民への負担増が多く盛り込まれており、急激な税制改定は、現在の日本経済の回復にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

所得の少ない人に重くのしかかるため、不公平税制と言われる消費税ですが、消費税率を1%上げるだけで国民の税負担は2.4兆円もふえます。4月からサラリーマンの健保本人負担が2割から3割になった医療費の負担増は、約2兆円ですから、消費税の財源調達力の大きさがうかがえます。

消費税は1%でも大変な増税なのに、消費税率を10%にすると、国民負担は2.4兆円にもなります。4人家族では、新たに年40万円に近い負担増になります。長引く不況で、国民の所得は年間40万円も減っており、消費税増税は、ダブルパンチになります。社会

保障の財源のためという口実で導入された消費税ですが、導入から15年間の税収の累計は139兆円です。

また、同じ時期に法人税の税収は累計で131兆円も減収になっています。この間社会保障制度は、医療費や雇用保険の改悪、また、介護保険料の引き上げ、年金給付の引き下げ、失業給付の引き下げなど改悪の連続です。1997年の消費税増税を初めとする9兆円の税負担増が、景気低迷の根源になっています。

こうしたことから、今以上の経済や雇用不安が起こらないよう、また、多くの国民の理解を得るためにも、むだな公共事業など、歳出の必要な見直しによって財政再建を進めるとともに、税制改定は慎重に検討することを国に求めるものです。

以上で、提案説明を終わります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第20号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第20号政府税制調査会の答申に関する意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第23．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより、日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において久好勝利君及び上村武郎君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成15年第6回中間市議会定例会は、これにて閉会をいたします。ご苦労さんでした。

午後0時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 久 好 勝 利

議 員 上 村 武 郎

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員